

# 経済建設文教常任委員会会議録

経済建設文教常任委員会会議録 .....	1
【開会】 .....	3
【陳情第17号】矢板市乙畑地区との市境に接するさくら市蒲須坂地区荒川南岸急傾斜地の崖崩れ災害防止対策に関する陳情 .....	3
【委員長報告】 .....	5
【閉会】 .....	5

## 1 日 時

令和4年6月7日（火）午前9時54分～午前10時10分

## 2 場 所

第2委員会室

## 3 出席委員（7名）

委員長 中里 理香

副委員長 石塚 政行

委員 神谷 靖、櫻井 恵二、伊藤 幹夫、  
関 由紀夫、今井 勝巳

## 4 欠席委員

なし

## 5 説明員（3名）

建設課（2名）

①建設課長 柳田 豊

②建設課長補佐 藤田 範行

農林課（1名）

①農林課長 黒田 禎

## **6 担当書記**

粕谷嘉彦

## **7 付議事件**

【陳情第17号】矢板市乙畑地区との市境に接するさくら市蒲須坂地区荒川南岸急傾斜地の崖崩れ災害防止対策に関する陳情

## 8 会議の経過及び結果

### 【開会】

○委員長（中里理香） ただいま出席している委員は7名で、定足数に達しているから、会議は、成立している。

ただいまから、経済建設文教常任委員会を開会する。 (9:54)

○委員長 これより議事に入る。

### 【陳情第 17 号】 矢板市乙畑地区との市境に接するさくら市蒲須坂地区荒川南岸急傾斜地の崖崩れ災害防止対策に関する陳情

○委員長 前回継続審査とした、「陳情第 17 号 矢板市乙畑地区との市境に接するさくら市蒲須坂地区荒川南岸急傾斜地の崖崩れ災害防止対策に関する陳情」を議題とする。

陳情文書の朗読を省略して、さっそく審査に入る。

建設課長のほうから、県から示された資料等の説明をお願いします。

○建設課長（柳田豊） まず、土地の状況について御説明する。皆様のお手元にこちらの地番の入った図面について説明させていただく。

この図面は平成 23 年度地籍調査事業さくら市蒲須坂地区の資料である。

これは地籍調査が入る前に素図という公図を張り合わせて作る図面であり、この図面に基づき、さくら市は地籍調査を実施した。当方では、市の管財担当により平成 26 年 2 月に、この図面を元に地権者が立ち会った後に、市の境界の確認をするということで管財のほうで立会いをしている。

図面は、下の部分がさくら市側、上の部分が矢板市側となっている。皆さんは現地を調査されて御存じかと思うが、現況は川流れ地といい、河川の洪水等で被災した際に地元で土地改良したらしく、現況とは全く違う形になっている。地番なしという土地が現況では法面で、その法面の近所に住まわれている方が私の法面だと主張しているところもあり、所有者の特定が非常に難しいところになっている。

続いて、急傾斜地地区の指定について、航空写真のものと住宅地図のものを用意した。こちらが、県とさくら市でイエローゾーン・レッドゾーンというハザードマップの基として調査したときのものであり、最も注意して見ていただきたいのは、国道 4 号と東北本線の間だが、この東北本線側に 1 軒の部分だけはイエローゾーンとレッドゾーンから外れており、今回の最も争点となる部分だと思われる。現地調査では皆様方は 5 軒と思われたかもしれないが、今回対象になっているのは 4 軒である。

続いて急傾斜地崩壊危険区域と、土砂災害防止法ということで栃木県矢板土木事務所より提供していただいた資料になる。こちらは、復旧工事などする場合の規定になっており、5軒以上とかいろいろな規定があり、今回の件は該当しないと思う。

最後に、林野庁関係の資料を提出させていただいている。こちらは、現在治山事業等を実施する場合の規定であり、保安林の指定がないとできないということである。当時はどのようなことでブロック積等ができたのか分からないが、現在はこの規定により該当しないという結果報告を受けている。

○委員長 それでは、自由討議により委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。意見はありませんか。

○櫻井委員 この地権者の方は要望をしていないのか。区長は知っているだろうけれども。

○建設課長 地権者は私の土地だから邪魔されたくないということで。

○櫻井委員 それは入ったら大変なことになる。

○伊藤委員 個人の土地ではないわけか。

○建設課長 それは言い切れない。払い下げていると言うかもしれない。ただ、本人から聞ける状況ではない。

○今井委員 税金は。

○建設課長 恐らくこの地番では取っていないと思う。

○今井委員 さくら市は何をもって採択したのか。

○建設課長 この周辺の名前が出ている所有者と行政区長と集まって・・・。

境界について、一般的には法面の管理は上側の人が行うものだが、ここは法面の管理によっては下の作物が育たないということで、特別に境界を法上に決めている。

○今井委員 確かに状況によっては作物に影響を受けるだろう。

○委員長 それでは皆様の御意見を伺いたいと思う。御意見はないか。

○伊藤委員 昔、周恩来という中国の政治家が「難しい問題は先に延ばしたほうがいい」と言っていた。つまり、いい知恵が生まれてくるのではないか。

○櫻井委員 延ばせるのか。

(「延ばさないほうがいい」との声あり)

○伊藤委員 要は資料がないのだから。しかし、これが集められる資料の限界なのだろう。

○委員長 それでは皆さん一人ずつ意見ををお願いします。

○神谷委員 当局の説明のとおり対応が難しいと思う。

○櫻井委員 同じく対応は困難に思う。

○伊藤委員 これ以上資料もないし、判断できる材料がないので、ここまでの資料で判断するしかないだろう。

- 関議員 いろいろ話を聞いた中で、対応はできないと考える。
- 今井議員 現地確認では分からなかったが、話を聞くとちょっと問題がある。
- 石塚副委員長 当局から御説明いただきまして、私の土地だと主張されている方の意思もはっきり分からない。また、説明いただいた危険区域指定基準にも当てはまらないということで、当てはまってからの話になると思う。
- 委員長 ほかに意見はあるか。なければこれで終わる。  
(なし)

○委員長 暫時休憩する。 (10:08)

○委員長 それでは会議を再開する。 (10:08)  
これより採決する。

陳情第17号は不採択とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。したがって、陳情第17号は、不採択とすることに決定した。

#### 【委員長報告】

---

○委員長 以上で継続審査としていた案件は終了したが、委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

それでは私に一任願う。

#### 【閉会】

---

○委員長 以上で経済建設文教常任委員会を閉会する。 (10:10)

矢板市議会委員会条例第25条の規定により署名する。

令和 年 月 日

経済建設文教常任委員会委員長